

江湖新聞

第廿一號



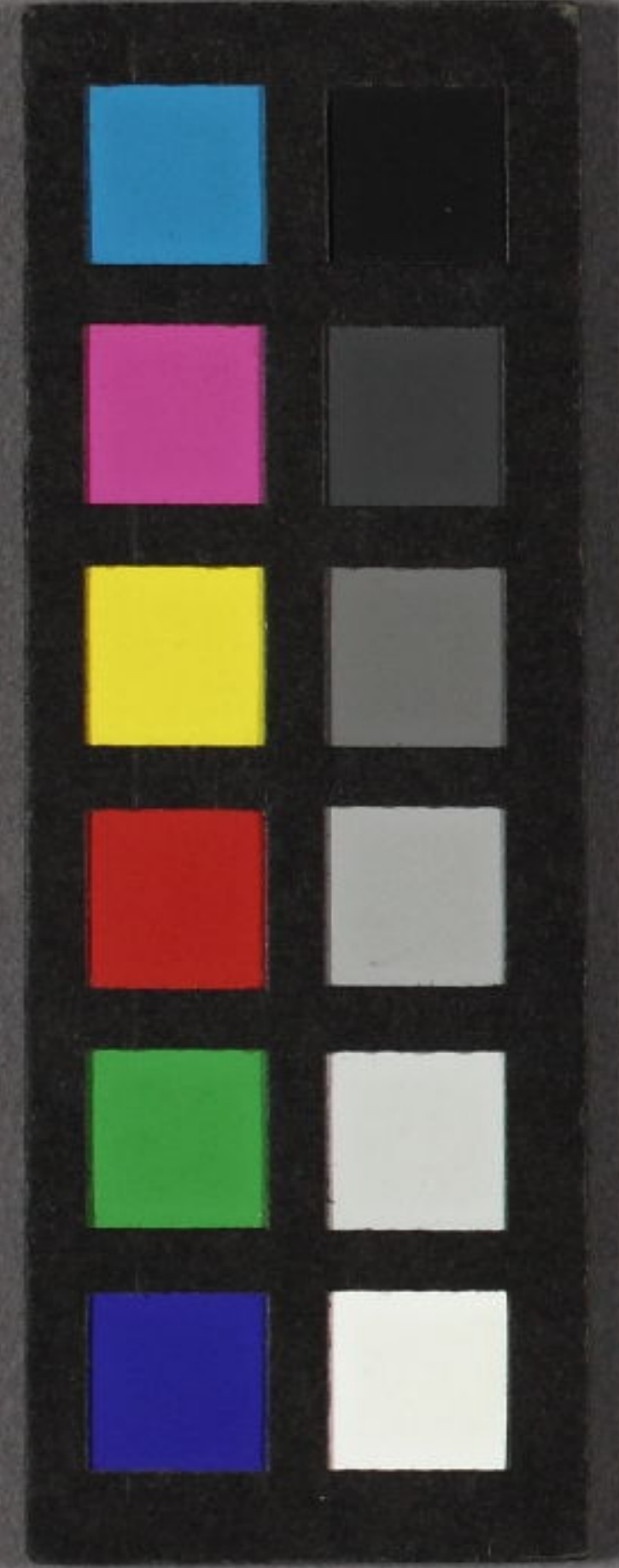
定價八分

西垣文庫 特

文庫 10

7287

21



持 文庫10
7287
21

江湖新聞第廿一号

慶應四年戊辰五月廿日

奥州白石於て列藩會議之節誓書之趣

此度於仙臺白石列藩會議以公平正大之道尊崇

朝廷撫恤生靈以欲維持 皇國仍盟約如左

- 一 強を恃之弱を侮り或へ他の危急を傍觀する者於有之を
- 列藩を奉て譴責を加ふべき事
- 一 私を構へ利を營ぎ機密を漏洩し同盟を離間する者於有之
- を譴責を加ふべき事
- 一 妄に人馬を勞し細民の難苦を顧ざるもの於有之を譴責を
- 加之べき事

西垣文庫

江湖三

三十一

一 大事件ハ列藩衆議セテ公平備之ノ軍事の機會
 細微の節目小くして衆議之及び大國の号令隨ふべき事
 一 無辜を殺戮し金穀の類を掠奪し都て名分を侵すもの
 於有之ヲ速ニ嚴刑ニ處すべき事

石州津和野の亀井傳之助末家龜井勇之助の連之助

龜井勇之助

時勢播磨有之此内以來數度津和野引越の如き中老の傳之助
 彼是自由を乞ふ及進退の如き事柄徳川家の舉動遂に

朝敵の以升之立玉の舟を家子醉夢を悟覚し義不義之分別
 お互逃之發途之疾之變を義無之故又之急速に戸表に引掛首
 義及及油の如き義引之致却る彼にお組の割一役儀木お初の内底
 お衣玉極天地之不可容之罪科具是迄屢及及義倫の如き一切お
 用本家を短茂の如し我意中務りの如し及及義無此上の依り本末之
 間おあり永く及義統の条に違ひ

右轉書

漸別紙の達面之義其畏の先達子業不齊地引上り此節は
 其の上重通言道路隔絶放替らるる音信お絶たれ一處之
 上之控之義統お交り飛科を乞ふ思考仕寡君不辜と

不忠不義邪惡之者ありと而已と思召ゆり乍思召遠て是れ
軍兵二百餘年之間君臣之際莫以邪くして多くい常然と後津和
野一引敵亦中々毎操束とと思召ゆり乍思召遠て是れ
以免其於其所存より亦中々多く思召遠て是れ
任出此義のゆり拙家祖先の對し且い所中家祖先の對し
思入ゆり人道に控ふる所断然以中末より思召遠て是れ
以受て中中上々唯以文面より義仗仕兼ゆり何れ其思入ゆり
は達也と其れは思召遠て是れ

慶應四年閏四月十九日

龜井勇之助

津和野信後操

○

戦争の説

兵法の大綱大領中案すべからざるもの名あり失ふべからざる物
地利あり人心を結び士氣を固め懦まをて勇氣を止め怯卒をて
剛を以て名をせざるにあり寡を以て衆を敵し弱を以て強を
制し一夫十卒ふりて萬人を寸地を振するの地利を得るあり我ら義
隊の上野を後り官軍を抗せざるを措らざるの兩義を失へり抑
隊中の人の大抵徳川家の臣下より主家危急の運ぶ當り仕籍を
脱し隊伍を構へ遂に過激の暴動に及べり其志頗る孤忠苦節類すと
雖大業を成し主家を維持するの全策あり豈んや上と

朝廷の命ふ及き下も主家の合小房り遂小名分の大義を棄すに於て
也如上孫の北東南の平地に接し西北の高阜小對し天嶮を擁し
大敵を防ぐの要地非ばされ地利を失つると云べし其用兵をきくに
揚營扞守の兵法よく大捷を得ざれば必大敗を招くるに放し
老練の宿將の宿敵一戦ノ外決てる法を以て我を以て佛國陸
軍教師小尋き防守攻撃二法の大畧を問り曰大抵勝敗の大砲の
位を以て所を得ると得ざるとあて決すとの上野の戦彰義隊この
位置を失つる湯島墓の大砲二門圍子坂の二門を起し能はざるを
の事候るに一喊の後官軍の有とあるより谷中口を守らん小三崎
倉守の高阜小大砲を倚一坂下の四雲小銃刀槍を布き致是門

前の戦初め大砲を橋外に備へ後之を橋内に運び余山内の大砲も
要所を得ざるより小銃刀槍の兵隊も之小准ト自茲日毎小銃
銃の撃射矛盾の患るに能はざる故に殺傷過當ありと雖も全務を割
事を以て官軍方攻撃の事候ハ能隊攻進の法を奇道非ざれ
ども黒門口谷中口同時小銃を用き此を隔て山内小向の大砲を
發せし敵兵を分割し四顧せしむる術よくゆく攻撃の法を
得ると云べし故に官軍ハ迅速倍務の利をとるに常日彰義隊兵
を要所小屯集し終日防守の陣列を以て官軍疲労めと此を
伺ひ一鼓して進まば防守より攻撃手と變るの法よく萬一の勝を
俟待すべきも候べし然らば隊中小裏切せりありて中堂

前を接戦と開き或は前後西門の破れざる前過半の遁逃
甘しとの説るどあれ其放燭の陣体の不良より生ぜりと面は言難
然るに名分を案り地利を失ひ到底度理を練の軍ありと織
百余人の生命弾丸殊刃下と烈敵憤死一屍を雨を晒し恨を
莫泉之胞き 朝敵の汚名を雪の時をみる深く情むる之但
事放を以て汗痛を下すと其の往くそ其を失ひに情を及く
をねが公論を得るる最も難うと一今紙が辨する処に唯兵法上を
論せる而已

右の論は我が雜報局に投入せられたる匿名の作者をあるもの然るに
後論の著者余輩は陋のいを以て知可非は看客の公論に任ず

